

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第四十三号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午
前十一時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 大島 定吉君
小笠原 三三男君
水橋 藤作君
池田 七郎兵衛君

政府委員

電気通信大臣 大泉 周蔵君
官房審議室長 山岸 重孝君
電気通信大臣 田辺 正君
官房人事部長 自由 由起君
電気通信省 業務局長 花岡 薫君
電気通信省業務 局国際通信部長 事務局側 常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 会専門員 柏原 栄一君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○日本電信電話公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○国際電信電話株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) これより委員會を開きます。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案、国際電信電話株式

会社法案を議題といたします。質疑を継続いたします。

○山田節男君 この国際電信電話株式会社法案を逐条的に細かい技術的な点を念のため明らかにしておきたいと思

います。この第二条の国際電信電話株式会社の業務の規定ですが、第二条の場合には、公社のほうの第三条とは違つて、非常に簡単で、この業務の内容が明示してない。その理由は、どういうわけ

でございませう。内容的には、実体的には、この附帯業務といたしましては、当座予想されるものは、やはりこの前

きるといふような場合も予想されますし、それから通信の相手方の国に對し

と、その後この委員會でも大臣に對し

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

○政府委員(花岡薫君) お答え申上げ

ます。公社法の第三条のほうには、特

別列挙された項目がございませうが、

○山田節男君 それから第五條の例の

定める。こういうふうによりて了解していいのですか。

○政府委員(田辺正吉) 第一のこの法案に、外国語による表現を加えないというところは御意見の通りでございます。

それから第二点につきましては、国際電信電話株式会社、それを略しました場合には、K・D・D・Kというふうなことにいたして参りたい。さうに考えております。

○山田節男君 それから附則ですが、附則に、いわゆる設立委員は、第二項で書いてあるように、設立委員が会社の設立に関する事務を処理する。さうすると、これは商法上の発起人です。ね。商法上の発起人と全然同意義なものではないのかどうか、これは今度財産が公社から出るわけですから、さういう関連において、この発起人と設立委員というのは商法上同じものかどうか、これをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田辺正吉) この設立委員は商法上の発起人と全然同一ではございません。この法律に、設立委員の義務として規定しております事項につきましては、商法の規定を排除する。それ以外の点につきましては、発起人に關する規定が適用されているというふうに考えております。

○山田節男君 そうすると、この国際電信電話株式会社の創立總會といひますか、それに至るまでは、設立委員に、更に今度国際電信電話株式会社、商法上の創立発起人というものが又別に会社に移譲される場合にできるわけでありませんか。

○政府委員(田辺正吉) そうではございませんでして、設立委員が会社の設立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

立までの事務を取扱うのでござい

ます。なお先ほどの私のお答えが不十分でございまして、商法上の発起人ではないと、株式の引受をしなけれ

ばならないことになっておりますが、設立委員は株式の引受をしていいし、しなくてもいいというふう

に考えております。又商法上の発起人は、引受未済或いは払込未済の株式につきま

して、引受義務並びに払込義務がござい

ますが、設立委員はさういふ義務を負つていないというふうに考えてお

○山田節男君 設立の場合、時間的に余裕がないとか、或いは国会休会中であるかも知らんから、国会の承認ということは面倒だということになるかも知れませんが、事後承認ということとは、これは次の国会でやつてもいいわけなのです。事後承認ということもここで規定しないということは、結局この国会の承認を、事前、事後の承認は要らないのだ、そういう解釈をしておられるように了解していいか。

○政府委員(田辺正君) その通りでございます。

○山田節男君 それは異例としてですか。異例としてということをつきおつしやつたのですか……。

○政府委員(田辺正君) そうです。

○山田節男君 その異例という……、設立のときに、いわゆる時間的というか、時間的にその便宜と言いますか、のために行けないのだ、こういうふうになれば、事後においても受けられると思うのです。ですから先ほどから言っているように、公社から民間会社に移る場合は、すべてこれは法的にも、国会の事前、事後の承認は要らないという話、そういう、何と言いますか、法的解釈で、そういう公社というものの、公社という公法人が国会の承認なくして重要な財産を出資譲渡し得る、こういう解釈かどうか。

○政府委員(田辺正君) これは先ほど申し上げましたように、公社が重要な財産を譲渡し、又は出資する場合におきましては、これは国会の議決を経なければならぬものであります。併しこの場合におきましては、公社の設立に際しましては、公社の設立の目的が国際電氣通信業務を行わしめることに

なっておりますので、その国際電氣通信業務を行うに必要な通信設備は、公社から移転する場合には、国会の議決を経なくてもよろしいのではないかと、これはその幅は行政に任せて頂いてもよろしいのではないかと、意味で特例を設けたわけでございます。将来におきまして、公社が他に財産を出資或いは譲渡する場合におきましても、たとえ相手がこの国際電氣通信業務でも、やはり国会の議決を経なければならぬ、そういうふうに考えておるわけでございます。

○山田節男君 それから附則の第十三項の、株式申込証を郵政大臣が検査をする、これはどういう意味の……まあ監督の意思だろうと思うのですが、これは実際問題としてなぜこういう必要があるのか。これをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(花岡薫君) 十三項の主務大臣の検査の必要は、第四条の株主資格制限の規定に照らしまして、一応そこでチェックする必要があるという趣旨でございます。

○山田節男君 チェックというのは、要するにその数字とか、そういうことだけにどまるのか。或いは所有している法人団体、或いは個人、或いは外国の法人、個人が持つてゐるのか、そういうようなことをチェックするための郵政大臣の検査権かどうか。ただ数だけを見る考えですか。それともそういう意味の検査のつもりでこの規定があるのか。

○政府委員(花岡薫君) これは、やはり創立当時の株主の状態が一番大切でありますので、お尋ねの内容にまで立ち至つて、一応株主資格が第四条に違反

しておられないかということを検査する必要があると思ひます。創立後におきましては、やはり第四条の規定がものをいうわけでございますけれども、実際問題としては、或る程度の困難も予想されますので、創立の際には、特にこの申込人の資格を、内容的にも検査をする必要があるかと考えております。

○山田節男君 そうしますと、この郵政大臣の株式申込証の検査ということ、若し検査して、これはどうもこの会社のために有利でない、それから又外国法人とか、外国人という第四条の規定があります、そういうものに反して受当でない。或いはこの本法案の目的から言つて望ましくないという場合に、郵政大臣はその検査権によつてこれを訂正せざるかと、そういうこともこれは含まれておるのかどうか。

○政府委員(花岡薫君) 先刻ちよつと申し上げました通り、第四条の法の趣旨に合致しておるかどうかという見地から検査をすべきであらうと思ひます。そのほか好ましくないとかというような、他の御見地からの判定は、この十三項の趣旨にはいささか違ふのではないかと思ひますし、主務大臣の見解によつて、適當であるかないかということの判定は、少し行き過ぎではないかと思ひます。第四条の趣旨に限られるべきものと考えます。

○山田節男君 それからこの第二十一項の、例の株式の処分問題ですが、これは新谷委員からも詳細質問があつて、その御答弁も聞いたわけですが、御承知のように配当制限をしない。或いは今花岡政府委員の言われるように、利益処分によつて当時の有価証券

市場、或いは経済事情を勘案して、或る程度の配当の制限的な処置をとる、こういう二つの問題があるように私は解釈するのですが、この成るべく速かに株式を処分する、これは実際問題として非常に私は経済的に大きな問題だと思ひます。で、この会社は、今は来年の三月三十一日まで設立されれば、相当これはプレミアムも附き、相当利潤のある会社と必載する花形株になるという私は可能性があるのじやないか。まあそういう見地からしまして、政府がプレミアムを附けて、市場価値が適かにこの株式払込以上に上廻つたこれは価格として、そうなるものだという予想の下におるのですが、成るべく速かにという時期は、一体これはどういふようにしてきめるのか。それから勿論これは郵政大臣の許可によつて決裁されるものだろうと思うのですが、これがもう實際問題として会社ができて、そしてこの株式を政府が受取つてやる、これはもう郵政大臣ばかりでなくて、大蔵大臣は、これだけの多額の株式でありますから、株式市場に対しては、これは相当大きな変動を及ぼすということが先ず考えられるわけでありまして、で、成るべく速かにという時期の問題を決定すること、これは一番重大な問題だと思ひますが、これは一郵政大臣が当時の事態を勘案して、適宜な時期と見た場合には、これはもう独断で郵政大臣でこれを処分し得るのかどうか、この点を一つお伺ひしたい。

○政府委員(田辺正君) 公社から政府に譲渡いたしました株式は、これは大蔵省がほかの株式と同じように、これを大蔵省におきまして、二十一項に掲

げる措置をして参るものと考えております。

○山田節男君 それからちよつと逆に又戻りますが、附則の十号の出資の財産の評価の問題ですが、法律施行の日における財産の時価を基準とし、収益率を斟酌しなければならぬ。法律の施行の日といふと、例えば今年の十月と、或いは来年の三月と、これは或いは時価が違ふかも知れない。それから収益率というものは、今年の十月を予想とする場合と、来年の三月の場合とは或いは違ふかも知れない。悲観的なことになるかも知らんけれども、非常に樂觀的なものになるかも知らんない。こういうふうに私は考えるのです。が、そのときの時価、勿論これは第二会社でなくて、新設の、まあ新しく会社を設立するのでありますから、時価でやるという、これは勿論さうだろうと思ひます。併し収益率までも斟酌する、これは我々が聞くところによると、この会社が二十億としまして、現在の資産が少くとも四十億、五十億以上あるだろう。そしてその半分以上の資本金でこの会社ができるといふことになりまして、これは現在でも政府が十八億から二十億の収益を得てゐると、こういうふうに私たちが政府からの説明を聞いてもわかつておるわけなんです。これは龐大な収益率であるわけなんです。これは現在、例えばこの六月の十八日現在として、一体どのくらいなこれは目安で考えておられるか。このことは、まあ大臣或いは次官から聞くべきかも知らんけれども、大体の目安というものはわからんもんですか。

○政府委員(花岡薫君) 只今のお尋ね

の点の先ず最初の問題として、法律の施行の日における財産の時価ということでありますが、評価をしておるそのときの現在価ということになりますと、実際問題として非常にむずかしいのでありまして、議論をして調査を作つておるうちに、又時が過ぎるということになりますので、一応法律の施行の日ということでピリオッドを打つて、そこでいろ／＼な細かい調査をする必要があらうと思います。会社の設立まではかなりの日数がかかりますが、法律の施行と殆んど同時に設立委員が任命されまして、設立委員が定款を作成するという場合に、先ず一番最初にぶつかるのがこの現物出資の問題でありまして、この評価の問題は、法律の施行の日からは余り遠くないと思います。非常に近い日であらうと思います。

題でございまして、一応二十億というようなことも、これは非常な仮定の上に立つておる話でございまして、およその見込みはどうかというお尋ねでございまして、極く最も仮定の上に立つた余り責任を持つて申上げられない程度のものでございます。これは、物価指数方式によつて算定する場合と、それから一般に言われております再評価の方式で一応計つてみる場合と両方あります。

この物価指数で行きますと、これも相当仮定を加えたものでございまして、およそ二十三億三千万、それから再評価法で行きますと、二十三億九千万といったような数字が出る。ただ単なる事務的操作で出たものでございますけれども、併し個々の設備が創設以来の経過年数、それから現実はまだ使用に堪へ得る実際の状態というようなも

それから収支の見込みなども、いろいろの時期によつて違ふというお話を今承りましたが、誠にその通りでありまして、国際通信の流れも或る程度不規則に動いておりますので、その前途の収支見込みも、その時期によつて多少異なるわけであります。でありますけれども、大体二十六年、二十七年、最近の状態におきまして、国際通信も大体安定の傾向を示しておりますので、過去一年というようにことで抑えて行きますれば、そこに或る程度信頼のおける数字が出るものと考えます。この場合に、この収益率という問題についてのお尋ねでございますが、会社の資産が当然四十億或いは五十億に及ぶであろうと、こういう一応の見方をお洩らしになりましたですが、この評価の方法そのものがむずかしい問

のを一々具體的に當つて見ますれば、これは又おのずから異なつた見地で評価ができると思います。まあそういうた方式でやりまして、二十億乃至それより若干上廻る数字というようなことが出てゐるわけでありするが、四十億、五十億というようなお説は、もうこれはただ一概に収益率というものを見た或る抽象的な観念を加えて、物的評価のほかに抽象的な要素を加えた場合に、或いはそういうことが言えるかも知れませんが、それも併し最初は一体物的施設はどのくらいで、それに基いた収支見込がどのくらいで、それから収益率がどのくらいだというのが出て来るわけでありまして、収益率が高いから資産を割増しするというのは、あながち直ちに言えないところであります。これは丁度循環する問題にな

りまして、収益見込を立てるには評価というものを立てなければならぬ。評価を立てるには収益見込というものも一応要素に入れるというようなことになりまして、非常にむずかしい問題であろうと思います。一般に収益事といわれている年致法とかいうような専門家の説がございますけれども、それはそういう抽象的な学説でございまして、国際電信電話事業というように非常に異なつた、一般の営業観念と非常に異なつた営業、民営後におきましては営業と申されておりますが、営業におきましては、どれだけ特殊性を考慮して、評価、収益率などの場合にそれを考慮に入れるべきかということは、これは非常にむずかしい問題でございまして同時に、専門の評価審議会の決定を経ませんと、私ども只今申上げた以上には申上げるのは非常に困難であらうと思ひます。

○山田節男君　これは、今田辺局長の御回答でわかるように、会社の財産もこれは国から移した財産で、公社から今度国際電信電話会社に移動するものも、これは公社の財産ではないのであつて、政府固有財産である。政府固有財産を民間に移譲する場合に評価の問題は、今の国有財産の処理法によつてこれはやるべきものでないかと、今花岡政府委員の言われるところによると、この評価を、いわゆる時価といふものの出し方を物価指数或いは再評価の指数によつてやる、こういうふうに言われましたが、今三重県の四日市の燃料廠の評価問題は非常に問題になつておる。この評価の基準を一体どこに置くか、いわゆる物価指数の問題、再評価の問題、更に賃貸価格、賃貸率から

割出す方法、貸貨率からこれを換算しますと、非常にこれは高いのです。そこに四日市燃料廠の問題は非常に額の開きがある。併しこれは、一つの明らかに旧軍用財産として大蔵省の所管する国有財産を処理する法律によつてやつておる。この場合も、公社の財産は

も、大体この法案を作られるときに、この評価基準、評価の方法をどれにするのか、ということがかきまつてなくちやならんと思つたのですが、花岡政府委員のお話だと、そこまではきまつていないのだ、かように了解してよろしうございますか。

やはり準国有財産であるからという意味から、いわゆる悪くすれば非常に甘くできるし、それから辛くしますと、今のようには貸貸事で割出す評価にしますと、これは旧軍港の賠償物資の評価にぶつかつたように非常に高いのです。ですから収益率なんというものは、今大蔵省としては考えていない、金をとればいい、こういう大蔵省の方針です、占領軍政以来、ですから事情が違ふとは言いながら、こういう国有のものを公社に移す、それを今度民営に移される場合の評価を一体どうするか、これは非常に大きな問題です。今おつしやつた時価の基準を定める場合に、三つの方式のどれをとるかによつて、国家の損益というものに関係し、又同時に

○政府委員(花岡薫君) まあこれは、私どもの関係者の主観が大分入りますが、私ども関係者が事務的に不用意に申しますと、とかく誤解を招くこともありまので、それも加えまして、かた／＼評価審議会、専門家の委員会を設けてやるのが妥当であるという建前上、ここで或る方式を立てまして、それによつて弾くということとは言えません。併し現実にはその事務の中にあるものといたしまして、一応仮定いたしました、只今申し上げましたような数字が出ておりますが、はつきりしたものはできておらないか、こういう際立つたお尋ねに対しましては、そういうものは今のところないと申上げるよりほかございません。

に國際電信電話会社の将来の収益率に對しても實際非常に影響を持つわけでありますから、いわゆるオーバー・キャピタルでやるか、或いは電信電話公社法のように、狭義の資本をとつて、非常に甘く出発さすか、これは将来の國際電信電話会社の運命に對して非常に大きなキー・ポイントになると思う。ですから今再評価の指數というのですか、それでおやりにになると言われましたが、これと今大蔵省で問題になつておる賃貸価格による評価と、非常に辛いやり方がある。この三つのシステムでどれをおとりになるか、これは最後にはどう決定するか知れないけれども……。

○水權權作者　ちよつと、内容に互つては質問がないのですが、会社が成立するに伴つて、これに附隨した法律改正がほう／＼に出ると思いますが、ここに現れておるのは、電信法或いは郵便法、電波法等がこゝへ現われておりますが、これに附隨してもつと法律改正が……これだけの法律改正で十分と考えておられるかどうか、この点一つ……。

○政府委員(田辺正君)　只今御審議願つております電信電話公社法案並びに会社法案は、現在の電信法その他の關係規定を、とにかく公社並びに会社におきまして事業をやつて行くことができ

るだけの幅におきまして改正したものでございます。そのほかに、実は現在の電信法は非常に古い、制定以来非常に長い間そのまま据え置かれまして、その内容につきまして非常に不備な点がございますので、それは公衆電気通信法というのでその辺を整理いたしたいと考えておるわけでありまして、只今有線電気通信法案と公衆電気通信法案という二つの法案を国会に提出いたしてございまして、その公衆電気通信法案と有線電気通信法案の施行に伴う法案、施行法案でございまして、それはまだ実は提出の運びになつていないわけでありまして、お尋ねは、会社或いは公社が仕事をやつて参る場合に、今までの電信法を簡単に改正しただけでは十分ではないかというお尋ねでございますが、その点はおつしやる通りでございます、我々といはしましては、只今申上げました公衆電気通信法案並びに有線電気通信法案を、これと一緒に御審議願いたいというふうに考えておつたのでございまして、実はだんだんと時日も切迫して参りましたので、この法案におきましては、公社並びに会社が差し向きとかく事業をやつて参るのに必要な限度において、現在の法律を改正いたしたということであり

ます。

○水橋藤作君 会社を設立するのに、この程度の法律改正でどうやらい、我々細かく調べれば、又いろ／＼これに附随した法案が必要かと思ひますが、そこまで勉強しておりませんが、その程度で結構と思ひますが、政府委員といたしましては、この法案が突如として出たので、無理からんとするものありますが、今私の申さんとする

のは、電信法、電話法等が、改正されるべき法律がもう古くてどうにも役立たない、無理矢理に片付けて施行されつつある法律を、今日までそのままになつて、漸くこの法案を通してから、あとからその法案を審議するということな恰好は、前後間違つてやせんかというように我々考えるので、先ず電信法、電話法を先に十分審議し、そうして完璧なものになつて、始めて会社法があとで十分間に合うのじやないから、又施行期日としてもそう急ぐものでないから、あと先が順序が違つておるといふふうに考えるので、一応お伺ひしたわけなんです。

次に、私はこういう方面には素人ですからわかりませんが、罰則ですが、罰則は、ここには十萬圓以下と五萬圓以下という数字が出ておりますが、何を基準としてこういうのはつきりした「以下」ということできめて、これに違反すると、もつと大きな違反を覚悟の上でやるといふこともあり得るし、又この十萬圓以下、五萬圓以下といふものを、この委員会が罰則の値段をきめるというところ、標準がはつきりしないので、我々としてどうかと思ひますが、とりあえず私はこの法案に対しては反対しておらず、詳しくすることは必要といたしません、何を基準としたのか、その十萬圓以下といふのは、仮に一萬圓でも以下でありましたら、この標準を、何を標準としてきめられたものか、この二、三、三号にいたしましても、これに違反した場合は、相当大きな違反があると思ふのです、これを値段によつて決定して行くか、これを根拠を残すべからぬか、かといふことが考えられるのですが、

この点についての見解を一つ。

○政府委員(田辺正君) 只今のお尋ねは、罰則の刑の限度についてのお尋ねでございますが、我々この法案を作り出す際に、この罰則につきましては、検務局に実は見てもらひまして、そうして検務局のほうで、これと似たようなほかのいろいろの事項に附けてあります罰則等と比較検討をとりまして、そうしてそれ／＼の事項について決定したものでございまして、従つてこればかりではございせん、大体同じような事項については十萬圓以下になつておる。そうすると大体この見当だろうというふうに、検務局が刑事政策と申しますか、そういう面からそれぞれの違反事項につきまして現在の罰則、そういうものを比較し、そうしてそれ／＼に権衡をとつてきめて参つたといふことになつております。

○水橋藤作君 我々は、ここで価格その他を批判する場合に、資料がはつきりしないのでお尋ねしたのでありますが、そういう資料によつてここで値段、値段といつてはおかしいが、価格が出たのなら了承いたします。

それからもう一つお伺ひしたいのですが、いつも先ほどから、或いは今日まで申されて来たのですが、会社にすると申すことになりますると、或る程度まで民営ですから、官業機構から離れるといふことが提案理由の説明にもあります目的だと思ふのに、やはり大臣の認可、許可があらゆるところに現われ出ておる。それも一応やむを得ないといはしまして、特にこの十四条に、十、乃至十一、条の括弧内を大蔵大臣と協議しなければならぬと、ここへ大蔵大臣が現われて出ています。

が、先ほどの説明の、設立の場合は、国会で議決も要らないといふくらいにまで或る程度まで幅があるのと、ここで郵政大臣のむしろ認可許可がやましまし過ぎると思ふくらいに我々は考えておる、矢先、大蔵大臣と協議しなければならぬといふことを法律で決めて、そうして協議して、うまく行けばいいが、協議しなかつたらどうするかといふ複雑な問題も出て来ます、ここに特に大蔵大臣と協議しなければならぬといふ法律で定めなければならぬ理由はどこにあるか。先ほどから山田委員の御質問の、国会の議決も要らないといふ面と比較しますと、ちよつと納得できないのですが、この点簡単に結構ですから見解をお伺ひしたい。

○政府委員(田辺正君) 第十四条で、第十、第十一、条、これには括弧がございしますが、それから前二条の設備を譲渡する場合と事業計画を定める場合、これを大蔵大臣に協議することになつておるわけでありまして、これは会社の経営をして参ります場合に、会社は、第八条にございまして、外債につきましては、これを政府の保証をしてもらうことになつております。そういうような点から考えまして、又財政金融面との調整というふうな点から考えまして、これはやはり郵政大臣だけではない、これは、財務関係を持つておる大臣とも相談してやつたほうが適當ではないかといふふうな考えから、第十四条を設けた次第でござい

ます。

○水橋藤作君 これは、関係方面の大蔵大臣と相談するといふことはわかりませんが、やはり政府には閣議もあるし、又お互に大臣同志で相談して納得の行くようにして、そうして郵政大臣の認可許可で僕は事足りると思ふ。ここへことさら大蔵大臣と協議するといふことを法律に現わして、若し協議ができなかつた場合に、又郵政大臣として非常にここに、何といひますか、権力的な要するに問題も起るといふふうに考えるので、私はこれは必要ないのじやないかと思ひますが、国家財政に關係があるので協議するのだと言われるのなら、これも私は一応やむを得ないと思ひます。私は、大体においてこの会社法に反対して参りますので、逐条審議は私今日は終ります。

○委員(鈴木一君) 別に御発言もなければ、今日はこの程度でよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

昭和二十七年九月二十四日印刷

昭和二十七年九月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局